

中学校給食について

1 検討の経過について

中学校給食の実施に関する検討については、令和2年12月に給食施設等基本設計業務委託に着手し、令和4年2月末日に報告書が提出されました。

この報告書を受け、施設及び設備の整備費の総額が、約900,000千円となることについて、令和4年3月から5月にかけて、議会常任委員会などに報告いたしました。

給食検討委員会及び教育委員会では、整備方法を検討するとともに、早期の給食実施を目指すものとし、議会常任委員会においても、整備方法は再度検討するとの意見でありました。

教育委員会では、令和4年5月に給食検討委員会などでの検討結果などを踏まえ、中学校敷地内外での給食施設整備の方法と学校のあり方の検討と併せて検討するものとし、この検討結果に基づく給食施設整備が完了するまでの間に実施する給食の方式を、県下の状況を参考にしながら、早期に検討することといたしました。

令和4年8月、3つの方式のいずれかにより、暫定的な実施ができないか関連する民間事業者に事業提案を依頼いたしました。

2 依頼内容について

暫定的に実施する食数を500食とし、次の3つの方式について実施の有無などを依頼いたしました。

(1) 鎌倉市型デリバリー方式（ランチボックス）

学校外の民間事業者の給食専用調理場による調理及び主食は温かい状態で学校まで配送を行う方式。（学校内で給食を加熱する方式を含む。）

(2) 逗子市型デリバリー方式（食缶）

学校外の民間事業者の調理場による調理及び食缶による温かい状態で学校まで配送を行う方式。

(3) 葉山町型親子方式

湯河原小学校若しくは東台福浦小学校において、町等により全ての給食設備を再整備し、民間事業者により、当該小学校及び中学校の給食を調理し、かつ、中学校へは給食を配送する方式。

3 調査状況について

令和4年12月末現在、暫定的な実施について、民間事業者4社から事業提案がありましたが、事業費について積算がむずかしい内容があり、引き続き事業提案者と協議が必要な状況です。

なお、事業提案された内容などは、別紙のとおりです。

暫定的実施の調査状況

1 3つの実施方法について

項目	デリバリー方式		親子方式
	ランチボックス (弁当箱)方式	食缶方式	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・自校方式に比べ初期導入費用が少ない。 ・配膳の手間・時間が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校方式に比べ、初期導入費用が少ない。 ・調理後、提供までに30分以上を要しても、高性能の保温、保冷食缶により、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間内の改修が可能。 ・安心感（小学校と同じ給食） ・高性能の保温、保冷食缶により、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・調理後、提供までに30分以上要するものは、10℃以下または65℃以上で管理が必要。（一般的には、ごはん、汁物は別容器にし、保温容器に入れるが、おかずは冷たい。） ・献立の制限がある。 ・加熱後2時間以内の提供が必要。 ・主食・おかず等の量の調節が難しい。 ・残菜量の把握が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳に時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳に時間がかかる。 ・小学校の児童の安全の確保する必要があり、校内の配送車のルートや駐車スペースの検討が必要。（時間帯による分離） ・中学校分の米飯については、小学校で炊飯が難しいため、神奈川県給食会に委託炊飯を検討。（炊飯加工賃の負担）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による給食施設の新設が必要。 ・中学校の配膳室（荷受室）等の改修及び備品の購入が必要。 ・事業者から提案された内容により、小学校及び中学校の改修について、建築基準法の手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による給食施設の新設が必要。 ・中学校の配膳室（荷受室）等の改修及び備品の購入が必要。 ・事業者から提案された内容により、小学校及び中学校の改修について、建築基準法の手続きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途変更による建築基準法の特例許可申請手続きが必要。 ・中学校の配膳室（荷受室）等の改修及び備品の購入が必要。 ・事業者から提案された内容により、小学校及び中学校の改修について、建築基準法の手続きが必要。

2 概算事業費について

項目		デリバリー方式		親子方式
		ランチボックス (弁当箱)方式	食缶方式	
業務委託契約の期間		10年	10年	5年
初期費用	中学校の改修費用 ・配膳室(荷受室)等の改修及び備品の購入	約22,000千円	約22,000千円	約22,000千円
	小学校の改修費用 ・小学校給食室機器の新規購入、入替、設置工事等	—	—	約52,000千円
	その他 ・弁当容器、食缶等の購入	約6,000千円	約11,000千円	約11,000千円
運営費用	年間運営委託費用 ・調理、配送、回収、洗浄及び光熱水費(人件費を含む。)	・事業者からは、ランチボックス方式及び食缶方式のどちらでも実施可との回答を得ています。また、給食調理場を新規建設する提案がありましたが、食缶方式に比べ、ランチボックス方式はデメリットが大きいため、未積算となっております。	約49,000千円	—
	年間運営委託費用 ・小学校の調理業務及び中学校の調理、配送、回収、洗浄。(人件費を含む。光熱水費を除く。)		—	約53,000千円
	給食調理場新規建設等費用 ・現在、建設候補地を検討中のため、概算費用。		約400,000千円 (年額 約40,000千円)	—

3 今後について

項目	デリバリー方式		親子方式
	ランチボックス (弁当箱)方式	食缶方式	
民間の給食調理場の整備	・事業者からは、給食調理場を新規建設する提案がありましたが、現在、建設候補地を検討中のため、給食調理場新規建設等費用の変更があれば、再度資料の提出を求める。		—
建築基準法の特例許可申請手続き等	・事業者から提案された内容により、小学校及び中学校の改修について、建築基準法の手続きを協議する。		・用途変更による建築基準法の特例許可申請手続きを協議する。 ・事業者から提案された内容により、小学校及び中学校の改修について、建築基準法の手続きを協議する。